

さいたま市告示第 1856 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、建築基準法令の規定に違反した建築物について次のとおり命じたので、同条第 13 項の規定により告示する。

令和 7 年 12 月 17 日

さいたま市長 清水 勇 人

1 建築物の所在地

さいたま市見沼区大字上山口新田字大山 188 番 1

2 命令を受けた者の住所・氏名

(1) 住所 さいたま市大宮区天沼町 2 丁目 8 7 1 番地 2

(2) 氏名 神山 智

3 命令の内容

(1) 当該建築物の使用禁止。

(2) 当該建築物を除却、又は適法な状態に是正すること。

4 理由

建築基準法第 6 条及び同法第 20 条の規定に違反した建築物であるため。

5 命令を発した日

令和 7 年 12 月 17 日